

# 岩手沿岸南部広域環境組合個人情報の保護に関する条例

令和 5年 3月10日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(定義)

第3条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である又は当該保有個人情報の検索に著しく日数を要するため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第7条 法第105条第3項において準用する同条第1項及び法第129条の規定による諮問は、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例（平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第1号）第1条に規定する岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会に行なうものとする。

(運用状況の公表)

第8条 管理者は、毎年度、法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護条例の廃止)

2 岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護条例（平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第13条及び第14条第3項の規定による知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた事務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第15条若しくは第16条、第31条若しくは第32条又は第41条若しくは第42条の規定による請求（次項において「旧開示請求等」という。）がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日前にした旧個人情報保護条例第22条、第35条若しくは第45条の決定又はこの条例の施行の日前にされた旧開示請求等に係る不作為に係る審査請求についての旧個人情報保護条例第2章第3節の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 令和4年度に係る旧個人情報保護条例第61条に規定する実施状況の公表については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 8 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。